

議第 80 号

呉市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
呉市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市立幼稚園条例の一部を改正する条例

呉市立幼稚園条例(平成 17 年呉市条例第 62 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保育料等の額等)</p> <p><u>第 3 条 保育料、入園料及び預かり保育料</u> <u>(幼稚園において教育課程に係る教育時間以外に呉市教育委員会が定めるところにより行う教育活動(以下「預かり保育」という。))を受けた者について、学校教育法第 6 条の授業料として徴収する保育料とは別に徴収する料金をいう。)</u> (以下「保育料等」という。)の額並びに徴収の時期及び方法は、別表のとおりとする。</p>	<p>(保育料等の額等)</p> <p>第 3 条 <u>保育料及び入園料の額は、零とする。</u></p> <p>2 <u>預かり保育料(幼稚園において教育課程に係る教育時間以外に呉市教育委員会が定めるところにより行う教育活動(以下「預かり保育」という。))を受けた者について、学校教育法第 6 条の授業料として徴収する保育料とは別に徴収する料金をいう。)</u>の額並びに徴収の時期及び方法は、別表のとおりとする。</p>
<p>(保育料の免除等)</p> <p><u>第 4 条 休園中の者、やむを得ない事情により保育料の支弁が困難と認められる者その他の市長が特に必要と認める者に対しては、別に定めるところにより保育料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。</u></p>	
<p>(保育料等の還付)</p> <p><u>第 5 条 既納の保育料等は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、保育料等の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(施行規定)</p>	<p>(預かり保育料の還付)</p> <p>第 4 条 <u>既納の預かり保育料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、預かり保育料の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(施行規定)</p>

第6条 略

別表（第3条関係）

1 呉市立豊島幼稚園

保育料等の種類	金額	徴収の時期及び方法	徴収対象
保育料	月額 4,000円	毎月（8月を除く。）の一定の時期に、その月分を徴収する。ただし、徴収時期前に休園し、若しくは退園し、又は徴収時期後に入園し、若しくは復園する場合には、それぞれ休園若しくは退園又は入園若しくは復園の際、徴収する。	在籍する園児（月全数にわたり園児を除く。）
入園料	1,500円	入園許可の際、徴収する。	入園者
預かり保育料	月額 3,000円 （預かり保育を希望する日ごとに受ける場合は、1回につき5,000円）	預かり保育を受けた月の翌月の一定時期に、前月分を徴収する。ただし、3月分は、同月中の一定の時期に徴収する。	預かり保育を受けた園児

第5条 略

別表（第3条関係）

幼稚園の名称	金額	徴収の時期及び方法
呉市立豊島幼稚園	月額 3,000円	預かり保育を受けた月の翌月の一定時期に、前月分を徴収する。ただし、3
呉市立ゆたか幼稚園	月額 4,000円	月分は、同月中の一定の時期に徴収する。

備考

- 1 預かり保育料は、預かり保育を希望する日ごとに受ける場合は、1回につき500円（その日が学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日（以下「学年始休業日等」という。）に当たる場合は、1回につき800円）とする。
- 2 学年始休業日等における預かり保育は、預かり保育を希望する日ごとに行うものとする。

	(その日が学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日(以下「学年始休業日等」という。)に当たる場合は、1回につき800円)とする。)	
--	---	--

2 呉市立ゆたか幼稚園

保育料等の種類	金額	徴収の時期及び方法	徴収対象
保育料	月額 4,000円	毎月(8月を除く。)の一定の時期に、その月分を徴収する。ただし、徴収時期前に休園し、若しくは退園し、又は徴収時期後に入園し、若しくは復園する場合には、それぞれ休園若しくは退園又は	在籍する園児(月の全日数にわたり休園を除く。)

		入園若しくは復園の際、徴収する。	
入園料	1,500円	入園許可の際、徴収する。	入園する者
預かり保育料	月額 4,000円 (預かり保育を希望する日ごとに受ける場合は、1回につき500円(その日が学年始休業日等に当たる場合は、1回につき800円)とする。)	預かり保育を受けた月の翌月の一定時期に、前月分を徴収する。ただし、3月分は、同月中の一定の時期に徴収する。	預かり保育を受けた園児

備考

- 1 保育料は、園児が月の途中で休園し、又は退園したときはその月分まで、月の途中で入園し、又は復園したときはその月分から徴収する。
- 2 学年始休業日等における預かり保育は、預かり保育を希望する日ごとに行うものとする。

付 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の呉市立幼稚園条例第3条及び別表の規定は、令和元年10月分以後の保育料及び入園料に適用し、同年9月分までの保育料及び入園料については、なお従前の例による。

(提案理由)

幼児教育・保育の無償化を実施するに当たり、子ども・子育て支援法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。